



平成 27 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名 クロスプラス株式会社
代 表 者 代表取締役社長 山本 大寛
(コード番号 3320 東証・名証第二部)
問合せ先 常務取締役 曾我 孝行
(TEL052-532-2211)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、平成 27 年 4 月 24 日、東海財務局に提出を予定しております平成 27 年 1 月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、したがって、平成 27 年 1 月 31 日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしますので、下記のとおりお知らせします。

なお、連結財務諸表等に与える影響につきましては、開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、既に発表しております平成 27 年 1 月期の財務諸表にすべて反映されており、影響はありません。

また、財務諸表の監査報告における監査報告は、無限定適正意見をいただく予定であります。

1. 開示すべき重要な不備の内容

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成 27 年 2 月に当社の一部の営業部門において、仕入取引先との間で仕入に関する不適切な取引が存在することが判明いたしました。

当社では各営業部署へ営業活動に関わる決裁権限を委譲しており、各部署は商品企画から、仕入、販売、入出荷や在庫の管理までの営業活動を一貫して行なっております。この組織形態は D I V (ディビジョン) 制と呼んでおり、当該部署の責任者である D I V 長には、権限を委譲する一方、担当部署の業務全般が内部統制のルールに沿って正しく行なわれているかを自らチェック・確認して決裁を行う責務を負わせており、内部統制上重要な位置付けを持たせております。

しかしながら今回、一部の D I V において一部の仕入先に対し、仕入価格の調整などの条件交渉により予算の達成を図っていたことが調査の結果判明し、また当該取引の内容をチェック・確認し正しく是正すべき D I V 長がその責務を果たしていなかったことや、なかには D I V 長自ら指示していた事案も判明しました。

いずれの取引も、仕入先との合意の下に行われており、法的には問題のない契約として有効に成立しているものの、D I V 長への過度な権限の集中により決裁を行なう際のチェック・確認が不十分になっており、全社的な内部統制におけるコンプライアンスの徹底、人事制度、D I V 長

を監督するモニタリング機能、業務プロセスにおける仕入決裁権者の承認プロセスに不備があり、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備であると判断いたしました。

2. 事業年度末までには是正できなかった理由

上記の内部統制の開示すべき重要な不備が、当事業年度末日までにこれらの不備が是正されなかった理由は、内部統制の不備の特定が当事業年度末日以降になったことから、当事業年度末日までには是正措置が完了できなかったためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

開示すべき重要な不備を是正するために、当社グループは財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、再発防止に向けて以下の事項に取り組んでまいります。

1. 内部監査室の強化により業務監査の充実に取り組む。
2. 仕入・在庫・販売を統括して管理する新組織を新設し、モニタリング機能の充実を図る。
3. コンプライアンス教育の充実を図る。
4. 人事ローテーション・報酬制度等の人事制度の見直しを行う。

また、全社的な内部統制及び業務プロセスの再構築を実施し、翌事業年度においては適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

以 上